

静 県 薬 第 494 号
令和 5 年 10 月 5 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

**新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の
公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について**

過日、新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制等について、令和 5 年 9 月 28 日付け静県薬第 470 号にてお知らせしたところです。今回、標題の件について、県感染症対策担当部長から別添写（令和 5 年 10 月 2 日付け感新企第 156 号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局総務スタッフ；瀬川
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：segawa@shizuyaku.or.jp



感新企第156号
令和5年10月2日

公益社団法人静岡県薬剤師会 会長様
一般社団法人日本保険薬局協会 会長様
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 静岡県支部長 様

静岡県感染症対策担当部長

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の
公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制等について、令和5年9月26日付け感新企第148号静岡県感染症対策担当部長通知（以下、「前回通知」という。）にてお知らせしたところです。

今般、公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について、厚生労働省から通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。

つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

記

1 公費支援の費用の請求に関する主なポイント

- ・公費負担者番号、受給者番号は9月までと変更なし

	公費負担者番号	受給者番号
治療薬	28220804	9999996
入院	28220705	

- ・入院で新型コロナ治療薬を使用した場合は、新型コロナ治療薬を含んだ全ての医療費からみた自己負担割合相当額が高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額した額に達するかどうかで判断
達する場合：入院の公費を適用、達しない場合：治療薬分のみ治療薬の公費を適用
- ・公的医療保険に加入していない方の新型コロナ治療薬の薬剤費は、全額自己負担
※9月30日までは全額公費であった点が変更されているため注意して下さい。

2 添付資料

- 別紙2「新型コロナウイルス感染症にかかる医療費の公費負担の取扱いについて」（令和5年10月2日時点版）

※前回通知の別紙2に、診療報酬明細書の記載時の留意点等を追加

- 新型コロナウイルス感染症の10月以降の取扱い関連の主な国通知等

担当：新型コロナ対策企画課
電話：054-221-2459

(令和5年10月2日時点版)

新型コロナウイルス感染症にかかる医療費の公費負担の取扱いについて

1 概要

急激な負担増を回避するため、新型コロナ治療薬や入院医療費については、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで、公費負担分を見直した上で、支援を継続します。

2 公費負担の取扱いについて

	5月7日～9月30日	10月1日～3月31日
新型コロナ治療薬（※1）	自己負担なし (全額公費負担)	一定の自己負担あり（一部公費負担） 【医療保険の自己負担割合に応じた上限額】 1割負担の方：3,000円 2割負担の方：6,000円 3割負担の方：9,000円
入院（※2）	最大2万円/月を公費負担	最大1万円/月を公費負担

※1 特例承認又は緊急承認された、ラゲブリオ、パキロビッドパック、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリープ、エバシェルドの7種類のみ
国から無償配布を受けた薬については、薬剤費は算定できません。

※2 入院中の食費代は公費負担の対象外
所得区分別の公費負担後の自己負担額は3項目を参照

3 公費負担者番号及び受給者番号 (10月1日以降も変更なし)

区分	公費負担者番号 (受給者番号)	
	～5月7日	5月8日～
外来（県内の患者共通）	28220606 (9999996)	—
治療薬（県内の患者共通）		28220804 (9999996)
入院	(管轄保健所で異なる) (患者ごと異なる（※）)	28220705 (9999996)
【参考】PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査 (医療機関の所在地で異なる)	静岡県 (静岡市、浜松市以外)	28220507 (9999996)
	静岡市	28221505 (9999996)
	浜松市	28222503 (9999996)

※令和5年5月1日から5月7日までの間に入院した患者については、受給者番号は「9999996」

4 診療報酬明細書の記載時の留意点等 (10月以降分)

(1) 法別番号の記載順

- ・他の公費負担医療制度との併用時の記載順は、既存の公費負担医療と同様の取扱い
- ・入院において、新型コロナ治療薬も算定する場合は、①【入院の公費】又は②【治療薬の公費】のうち適用する公費負担者番号を記載してください。
- ・入院補助の適用にならず、新型コロナ治療薬の投与もない場合は、公費負担者番号の記載は不要

(2) 「特記事項」欄

限度額適用認定証等により、患者の所得区分を確認の上、患者の自己負担額が高額療養費又は入院の公費による減額措置後の自己負担上限額を超える場合には、当該所得区分等に応じて該当する略号（「区ア」や「多ア」等）を記載してください。

(3) 「療養の給付」欄

「請求」の項には、医療保険及び適用する公費に係る合計点数をそれぞれ記載してください。

＜負担金額等の記載＞

治療薬の公費	「負担金額」又は「一部負担金」の項には患者の負担割合に応じた自己負担限度額までの額を記載 例) 3割負担の場合、9,000円を記載
入院の公費	「負担金額」の項に、患者の所得区分に応じた額を記載

5 その他の留意点 (10月以降分)

(1) 入院で新型コロナ治療薬を使用した場合

新型コロナ治療薬を含んだ全ての医療費からみた自己負担割合相当額が高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額した額に達するかどうかを判断

	考え方	公費負担者番号
達する場合	【入院の公費を適用】 最大1万円を公費で負担	28220705
達しない場合	【治療薬の公費を適用】 新型コロナ治療薬の患者負担額についてのみ、患者の負担割合に応じた自己負担限度額まで公費で負担	28220804

(2) 同一月に複数の新型コロナ治療薬を使用した場合

レセプト単位で自己負担上限額を適用してください。

例) 入院及び外来で治療薬を使用した場合、レセプトがわかれため、それぞれで自己負担が発生

(3) 生活保護単独の被保護者等

- ・生活保護単独の被保護者の新型コロナ治療薬の薬剤費は、引き続き、全額公費負担
- ・**公的医療保険に加入していない方の新型コロナ治療薬の薬剤費は、全額自己負担**

6 5類移行後の入院医療費の患者負担額について

(1) 70歳未満（多数回該当の場合を除く）

高額療養費自己負担限度額の所得区分	【参考】 高額療養費 自己負担限度額	公費による 減額措置後の 自己負担額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超	252,600 円＋ 医療費比例額	247,600 円
年収約 770 万円～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万～901 万円	167,400 円＋ 医療費比例額	162,400 円
年収約 370 万円～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万～600 万円	80,100 円＋ 医療費比例額	75,100 円
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	47,600 円
住民税非課税	35,400 円	25,400 円

(2) 70歳以上（多数回該当の場合を除く）

高額療養費自己負担限度額の所得区分	【参考】 高額療養費 自己負担限度額	公費による 減額措置後の 自己負担額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上	252,600 円＋ 医療費比例額	247,600 円
年収約 770 万円～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上	167,400 円＋ 医療費比例額	162,400 円
年収約 370 万円～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上	80,100 円＋ 医療費比例額	75,100 円
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満	57,600 円	47,600 円
住民税非課税	24,600 円	14,600 円
住民税非課税（所得が一定以下）	15,000 円	5,000 円

新型コロナウイルス感染症の10月以降の取扱い関連の主な国通知等

	通知名等	内容
1	新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的な内容について (令和5年9月15日付け (9月28日最終改正) 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)	10月以降の医療提供体制等 の具体的な内容
2	令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (令和5年9月15日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)	・診療報酬上の取扱い (加算の減額など)
3	新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について (令和5年9月28日付け保医発0928第1号厚生労働省保険局医療課長通知)	公費支援分の診療報酬明細書の記載方法等
4	国作成の資料 (国ホームページより) ・新型コロナの診療報酬上の特例見直し	・診療報酬の見直しの ポイント

※4の国作成資料については、前回通知に添付済